

平成 2 8 年度 第 7 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第7回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年10月14日(金) 午後2時00分
3. 閉会日時 平成28年10月14日(金) 午後2時35分

4. 出席委員(23名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
14番	豊川洋人君	15番	古館成光君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	21番	山崎誠一君
22番	佐々木君信君	24番	漆坂政行君
25番	下久保トキ子君	26番	野崎さち子君
27番	中野均君		

5. 欠席委員(3名)

7番	宮本正志君	8番	畠山新市君
23番	畑山喜太郎君		

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第33号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第34号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第35号	農地の転用事実に関する照会について
報告第36号	農地等の現況について（十和田市）
報告第37号	農用地利用配分計画の認可について
報告第38号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて
議案第39号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第40号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第41号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第42号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第43号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

9番 中野渡 稔 君 10番 赤崎 和夫 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	野田 健治	事務局 次長	市澤 新吾
事務局農地係長	越田 守	事務局主任主査	野月 明久
事務局主任主査	山崎 和也	事務局 主事	江渡 俊裕

10. 書 記

事務局主任主査 野月 明久

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は7番 宮本 正志 委員、8番 畠山 新市 委員、23番 畑山 喜太郎 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、平成28年10月6日告示招集いたしました平成28年度第7回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
9番 中野渡 稔 委員、10番 赤崎 和夫 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には野月明久君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。
総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第33号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第33号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページでございます。今回は4件で、合意解約によるものです。29番は今後貸借を予定しているということでございます。30番は32ページの46番で5条による転用の申請がでございます。31番は20ページの20番で基盤強化法による所有権移転があります。32番は32ページの48番で5条による一時転用申請があります。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第33号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第34号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）3ページでございます。報告第34号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページと5ページになります。今回は11件で、全て相続による取得でございます。あっせんの希望が1件ございます。59番と60番は一部が貸借中となっております、他は自ら耕作するものです。なお、60番には一部に庭として評価されている部分が含まれております。61番と62番は自ら耕作するものです。5ページでございます。63番は一部が貸借中となっております、他は親戚が耕作するものでございます。64番、65番及び68番、69番の4件ですが、被相続人は同一人で自ら耕作するものですが、69番は一部農業用施設となっております。66番は、現在は自ら耕作しているとのことですが、あっせんによる売買を希望しておりますので、その旨、農地売買希望台帳に登載し、今後、あっせん先を探して参ります。67番は自ら耕作するものです。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第35号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）6ページをお願いいたします。報告第35号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。7ページになります。今回の照会件数は4件7筆で、現地調査は10月6日に実施し、法務局への回答は10月7日に行っております。23番の場所ですが国道102号沿いの十武建設株式会社を過ぎて主要地方道青森田代十和田線を田代平に向かって約2キロメートルほど進み、長沢橋を渡ったところにある長沢集会所から南に180メートル、そのY字路から西に約900メートルほど進んだ周囲を山林に囲まれた場所でございます。申請者の亡くなった父親が農地として所有しておりましたが、牧草等を作付しておりましたが、父親の死後10年以上前から未耕作の状態となり、現在は作業小屋やため池などの用途に供しているということから非農地と回答したも

のでございます。24番は県道戸来十和田線、旧国道4号のJA十和田おいらせ藤坂支店から南に170メートル進んだところから西に向かい、途中にある相坂農産加工農業協同組合の事務所から、さらに450メートルほど進んだところの道路の北側です。20年以上前から耕作していないということから雑木林となっており非農地と回答したものでございます。25番は主要地方道三沢十和田線を三沢方面に向かい、相坂字高清水のオレンジハート高清水店前の交差点からワダカン株式会社方面に100メートルほど進んだ道路の東側です。申請地は隣接する地目が宅地と山林の2筆と一体的に樹高10メートル超える杉林となっており、現況は山林であることから非農地と回答しました。26番は産馬通りを東に進み太素塚前から東に約200メートル進んだところの道路の南側です。三小通りの三本木小学校正門前にある申請者の自宅の北側の一帯でございます、30年以上前から宅地や駐車場の一部として利用してきており、農地以外の該当部分について分筆した上で非農地と回答したものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）8ページをお願いいたします。報告第36号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。9ページでございます。今回の照会件数は1件2筆でございます。現地調査は10月6日に実施し、十和田市への回答は10月7日に行っております。1番ですが、主要地方道三沢十和田線沿いにある有限会社ほそごえ石材店の西側の道路を北に約100メートル進み、そこから東に30メートルほど入った場所になります。昭和54年7月20日付けで資材置場の用途として5条申請による許可を受けている場所ですが、完了報告が提出されないまま現在に至っていることから、地目変更登記がなされていないものでございます。現在は資材置場として利用されていることから非農地と回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）10ページです。報告第37号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は、今年7月15日開催の平成28年度第4回総会議案第24号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、9月30日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターとなっております。11ページでございますが、使用貸借による権利で1件、1筆4,185平方メートルとなっております。利用権の設定期間は10年間となっております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第38号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）12ページをお願いいたします。報告第38号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて。農地法第5条第3項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件でございます。13ページでございます。この件につきましては5番に記載されておりますが、申請月日及び土地の表示のとおり平成28年7月25日付けで自動車保管場所整備の許可申請があり、8月17日開催の第5回総会議案第30号で承認されたものでございますが、その後、申請人により取下げ願が提出され受理したものでございます。取下げ理由でございますが、隣接地に既に整備されている配車センターとの一体性について事業計画を見直す必要があるためとのことでございます。具体的には隣接地との間に稲生川土地改良区の水路敷地があり、この払下げ完了が平成29年3月頃となるため、その時点で再度申請するという事になったものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第38号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は小川班長、箕輪委員、下久保委員の3名です。10月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴き取り調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第39号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）14ページをお願いいたします。議案第39号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴き取り調査の結果について報告願います。16番 小川 正孝 委員、お願いします。

報告委員（小川正孝君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は15件で、うち所有権移転が9件、賃借権設定が4件、使用貸借による権利の設定が2件です。所有権移転9件のうち、申請番号53番から59番は売買で、すべて相手方要望によるものです。申請番号60番と61番は贈与で、60番は祖母から孫へ、61番は父から子へ贈与するものです。次に賃借権についてですが、申請番号56番と57番は労力不足、58番と59番は相手方要望によるものです。使用貸借による権利は2件で、申請番号60番と61番の借人は同一人で、60番は親から子へ、61番は祖父から孫へ経営移譲するものです。所有権移転の53番と賃借の59番の受け手は同一人で、新規就農です。労働力、農機具及び就農意欲等について聴き取りをしたところ、特に問題はありませんでした。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げます。

議長（中野均君）小川委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、ただいまの調査員報告の内容について補足的にご説明をさせていただきます。まず15ページでございますが、53番につきましては調査員報告のとおり、17ページの59番の賃借とあわせて新規就農するものでございます。16ページをお願いいたします。60番でございますが孫への贈与ということになっておりますが、日常的に農業に従事しているということから

自作地が0となっておりますけども、新規就農の扱いはしないということでございます。17ページをお願いいたします。56番から58番につきましては基盤強化法での貸付期限到来により再設定をするものでございます。所有権移転の53番から61番まで及び貸借の56番から61番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第39号は許可することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第40号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）19ページをお願いいたします。議案第40号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。1番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）農用地利用集積計画に関する報告をいたします。あっせん件数は所有権移転の1件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地を労力不足のため売買するものであり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。あっせん対象の農地は、所有権の移転を受ける者の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整会議の結果、利用関係の調整が成立しましたので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（中野均君）箕輪委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君） それでは、ただいまの調査員報告の内容について補足的な説明をさせていただきます。20ページの所有権移転1件につきましてですが、20番の農地につきましては2ページの31番で合意解約したもので、この所有権の移転を受ける者は解約前まで農協受委託により耕作していたものを買受けるというものでございます。つぎ21ページの賃貸借1件でございますが、1番は5年間の再設定ということでございます。今回申請のあった所有権移転1件、賃貸借1件につきましては、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第40号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君） 次に議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 22ページをお願いいたします。議案第41号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。23ページをお願いいたします。賃貸借が3件で8筆227, 362平方メートルとなっております。利用権の設定を受ける者は農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間はいずれも10年間となっております。29番、30番及び31番は利用権を設定する者は同一法人となっております。24ページをお願いいたします。24ページから27ページになりますが、使用貸借による権利の設定が11件で、58筆139, 540平方メートルとなっております。公益社団法人あおもり農林業支援センターからの転貸先につきましては、すべて同一の農業生産法人となっております。利用権設定期間は8番から27ページの17番までは10年間、18番は5年間となっております。24ページの8番と9番、それから27ページの16番と17番はそれぞれ同一世帯の親子でございます。また27ページでございますが18番でございます。ここは未相続地となっております、相続

人の過半の同意により貸借するものでございます。なお、すべての利用権を設定する者に対して耕作者集積協力金が交付されることとなっておりますが、年度途中の単価改正により、当初の単価の4割程度が減額となるという予定でございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第41号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）28ページをお願いします。議案第42号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。25番 下久保 トキ子 委員、お願いします。

報告委員（下久保トキ子君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は申請番号12番の1件で、転用事由は宅地の拡張です。自宅と、自宅近くにある息子の住宅を行き来しやすくするため、申請地に渡り廊下を建築するものです。農地区分につきましては、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）下久保委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件についてご説明いたします。29ページで

ございますが、今回の申請は1件でございます。12番の場所ですが、三本木小学校正門前の道路を挟んで向かいにある申請人の住宅の北側になります。7ページの26番で法務局照会による非農地回答した土地に隣接した場所になります。申請地に自宅と子の住宅をつなぐ通路を建築するための宅地拡張ということでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第42号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第43号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）では、30ページをお願いいたします。議案第43号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議 長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴き取り調査の結果について報告願います。25番 下久保 トキ子 委員、お願いします。

報告委員（下久保トキ子君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号40番から48番の9件です。まず、申請番号40番ですが、譲受人が農地を買い受けて、自家用車を停めるための駐車場を整備するものです。申請番号41番と43番は、ともに6区画の宅地分譲を行うものです。申請番号42番はコンビニエンスストアの建築を、44番はショートステイ施設の建築を行うもので、42番は賃借で20年間借り受け、44番は売買により農地を取得します。申請番号45番と46番は共に自己住宅の建築で、46番は20年間使用貸借するものです。申請番号47番は農業用施設の建築で、農業用倉庫を新たに建てるものですが、既存の倉庫が転用許可なく建てられていることから、始末書付きでの申請となります。申請番号48番は、一時転用により砂利採取を行うもので、砂利の採取期間は1年間の賃貸借となります。農地区分に

つきましては、申請番号40番から44番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。45番は、用途地域外ですが、住宅が連担していることから第3種農地に該当します。46番と47番は第1種農地内ですが、46番は集落接続として、47番は建築物が農業用施設であることから、それぞれ不許可の例外となります。申請番号48番も、農振法の農用区域内農地ですが、一時転用により砂利採取を行うことから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）下久保委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件についてのご説明をいたします。31ページをお願いいたします。40番の場所でございますが、コメリパワー十和田店の西側の道路から交差点を越えて南へ70メートル進んだところから、東へ60メートル進んだ道路の南側になっております。現在、駐車場を借用しているということから農地を買受けて3台分の駐車場の整備をするということでございます。なお、この土地に関しては昭和49年当時に宅地分譲のため農地転用許可を受けております。既に造成が済んでいることから工事着手が昭和49年12月2日、工事完成が昭和50年1月31日となっているものでございます。41番の場所ですが、官庁街通りを西に進み若葉公園前からさらに西へ200メートルほど進んだところから南へ220メートル進んだ道路の西側です。農地を買受けて宅地分譲を整備するものです。42番の場所は、切田通りの延長である市道並木8号線を十和田ポニー温泉方面に向かい、国道102号との交差点の北側角地になります。農地を20年間の賃借権で借り入れて、非農地部分の隣地と一体的にコンビニエンスストアを建築するものでございます。43番の場所は、吾郷集落の有限会社後沢商店南側の県道中ノ渡十和田線と切田方面に向かう主要地方道十和田三戸線の分岐点から赤沼方面に150メートル進み、そこから南に約80メートル進んだ道路の西側になります。農地を買受けて宅地分譲を整備するということでございます。44番の場所は、株式会社サンデー十和田店東側道路沿いにある社会福祉法人十和田湖会のグループホームきゃんぱすから東へ60メートル入ったところでございます。農地を買受けてショートステイ施設を建築するものでございます。32ページをお願いいたします。45番は北里大学農場の南側道路から東へ進んだ里ノ沢地区のしらかば団地内にある、しらかば集会所の東側になります。ここも農地を買受けて自己住宅を建築するということでございます。46番はJA十和田おいらせ藤坂支店北側の道路を東に向かい、東北電力株式会社相坂変電所西側道路を北に200メートル進んだところの三差路からさらに北に250メートル進んだ道路の東側になります。農地を20年間の使用貸借による権利により借り受けて自己住宅を建築するということでございます。47番は鯉艸郷

北側道路から東に約200メートル進んだところから北に100メートル入った道路の東側です。農地を贈与により取得して農業用施設を建築するものでございます。なお、調査員の報告にあったとおり一部に農作業小屋が建っているということから始末書の添付がなされております。48番は県道十和田三戸線の向切田公民館のある交差点を東へ350メートル進んだ道路の南側になります。1年間の賃貸借によって借り受けて一時転用による砂利採取を行うというものでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第43号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、平成28年度第7回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後2時35分 —————